

保護者各位

東京都立桜町高等学校長  
高橋 仁  
(公印省略)

東京都国公立高等学校等 奨学のための給付金制度について (家計急変世帯への支援)

日頃から本校の教育にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

本制度は、従前の制度対象者 (生活保護受給世帯、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の非課税世帯) に加え、**7月1日以降の家計急変**により保護者等の収入が激減し、保護者等の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援するものです。

給付金の受給を希望される方は、配布するリーフレット等をご確認の上、必要書類のご提出をお願いいたします。なお、高等学校就学支援金等の提出書類等により、生活保護受給世帯及び所得割額非課税世帯の方へは、別途、申請のご案内をしています。(確定申告や税情報の連携の状況によっては、ご案内していない方もいらっしゃる場合があります。) 本制度は1年に1回のみの受給できます。既に申請している方は再度申請は不要となります。

記

1 申請書類

- (1) 「東京都国公立高等学校等奨学のための給付金 (家計急変) 受給申請書」 (☆) (表裏両面記載)
- (2) 「支払金口座振替依頼書」 (☆)
- (3) 「通帳コピー貼付台紙」 (表紙の内側の「金融機関支店名」「口座名義人」が記載されているページの写し) (☆)
- (4) 「充当委任状」 (本校では全ての保護者の方に提出をお願いしています。学校徴収金が未納の場合のみ、給付金から充当させていただきます。) (☆)
- (5) 家計急変の発生事由を証明する書類 (離職票、雇用保険受給資格者証等)
- (6) 家計急変前の収入を証明する書類 (令和3年度住民税課税証明書等)
- (7) 家計急変後の収入を証明する書類  
お勤めの方・・・会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細 (3か月分)  
自営業の方・・・税理士又は公認会計士の作成した証明書類等 (証明書等がやむを得ず提出できない場合は、収支計算書 (☆))
- (8) 保護者等の扶養親族の人数・年齢等を確認するための書類 (扶養親族分の健康保険証の写し)
- (9) 「住民票記載事項証明書」 (☆)
- (10) 「扶養申立書」 (令和3年7月1日現在、高校生ではない15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、健康保険証の写しと併せてご提出下さい) (☆)
- (11) 兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書 (都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいる場合)

(☆)の付く書類は、指定された様式となります。申請を希望される方は、経営企画室にて配布しますので、お手数でも窓口まで取りにきてください。

また、様式は桜町高等学校のホームページにも掲載しますので、各自ダウンロード及び印刷のうえ、申請書等の提出をお願いいたします。

## 2 提出期限及び提出場所

最終提出期限：令和4年1月31日(月) 期限厳守

提出場所：1階経営企画室窓口

※ 申請は随時受付けておりますが、毎月末でとりまとめ、翌月以降に審査等を行う予定です。

支給金額は基準日(家計急変した月の翌月(家計急変の日が月の初日の場合は当月)の1日)により異なりますので、書類提出の際には十分ご注意ください。

### 【 お問い合わせ先 】

東京都立桜町高等学校 経営企画室

電話：03-3700-4330